

## 資料4

### 分科会で参照基準を審議していただくにあたって（案）

平成24年12月20日

大学教育の分野別質保証推進委員会

分野別の参考基準の作成について、課題別委員会である「大学教育の分野別質保証推進委員会」から幹事会附置委員会である「大学教育の分野別質保証委員会」に役割を引き継ぐに当たり、これまでの参考基準の審議に関する経験をふまえ、主な留意事項を以下の通り整理しました。今後の審議に携わる方々に役立てていただければ幸甚です。

#### ○ 1. 全体の考え方について

基本的なねらいや考え方、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」（平成22年7月22日、日本学術会議）の第1部に記されていますので、最初によくお読み下さい。

○ なお、回答を作成した際は、参考基準が多くの中大学に共有されるものとするため、各学問分野の普遍的な側面を強調しました。しかし実際に個別の分野で参考基準の作成に着手していただくと、多くの分野が独自の課題を抱えており、それにどう向き合うかが問われていることが分かりました。

このことから、参考基準は単なる現状の教育の最大公約数のようなものではなく、多様な立場を認めつつ、これから教育の在り方への提案を含むものであって欲しいと思います。

○ 具体的に参考基準としてどのようなものを作成するのかについては、回答の16~20頁「付録 大学教育の分野別の質保証のための教育課程編成上の参考基準について—趣旨の解説と作成の手引き—」で示されています。

（「手引き」にある1~5の各項目の他に、特記事項があれば6として項目を立てて書いていただいても結構です。）

#### ○ 2. 委員の人選について

審議メンバー等の構成に関して、「回答」の第一部「6. 分野の設定と審議の進め方」において以下の通り記されていることにご留意下さい。

「参考基準の作成に当たっては、関連する学協会の参画や、大学の多様性が適切な形で代表されること、若手世代や職業人、隣接する他分野、さらには全く異なる分野の人の意見を聞くことなど、審議メンバーの構成や審議手続きにおける適切さを確保するための措置が重要である。」

- 上記を実現するために、特任連携会員の任命枠については柔軟な運用を行うこととしています（あらゆる人を委員にする必要はなく、参考人として呼んでいただく等のことでも結構です。なお、特に多様な委員の参画に関しては、大学教育の分野別質保証委員会（企画連絡分科会）にも予めご相談をいただけたとよいと思います）。

### 3. 審議の手順について

これまでのいくつかの分科会での審議の経験を踏まえ、基本的な手順等を記しました。（各項目の表題に付した括弧に記している会議の開催回数は、上限ではなく目安です。）

#### （1）作業の進め方と基本的な方向性等の検討（最初の5～6回）

最初の数回は、全体の作業の進め方を確認いただくとともに、基本的な方向性や理念を検討いただくことになります。各分野におおむね共通する検討事項として以下が挙げられます。また分科会の役員にあつては、議論の結果を隨時にメモにまとめる等により、審議の進展を適切にリードしていただくことが望まれます。

- 基本的な参考資料の確認：平成22年の「回答」や先行分野の参考基準例、英国 Quality Assurance Agency の"Subject Benchmark Statement"など  
※ まずは大学教育の分野別質保証委員会から説明を行わせていただくことが有効であろうと思います。
- 当該学問分野の概念・定義付けや直面する課題、学生が身に付けるべき基本的な素養等についての議論  
※ 学問分野の概念・定義付け等をめぐる議論は、短期間で明確な結論を得ることが困難な場合も少なくないと思われますが、分科会の基本的な共通認識を形成するプロセスとして、多くの委員から色々な意見を出していただくことは有益であると考えられます。  
※ ただし参考基準の核心部分は、「すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養」ですので、これについて十分な議論の時間が確保されるよう留意してください。  
※ なお「回答」の「手引き」では、学問分野の定義と特性とを別々の項目で記していただくよう述べていますが、項目を統合して一体的に記していただいても結構です。
- 当該分野を構成する下位分野についてどこまで扱うかについての検討  
※ 細かい分野を論じることで内容に具体性を持たせることができます。行き過ぎるとモデルカリキュラムと実質的に同様のものになってしまいかねません。「すべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養」をどう記述するかという観点に照らして全体のバランスを検討下さい。

## (2) 文章の組み立てと作成（途中の3～4回）

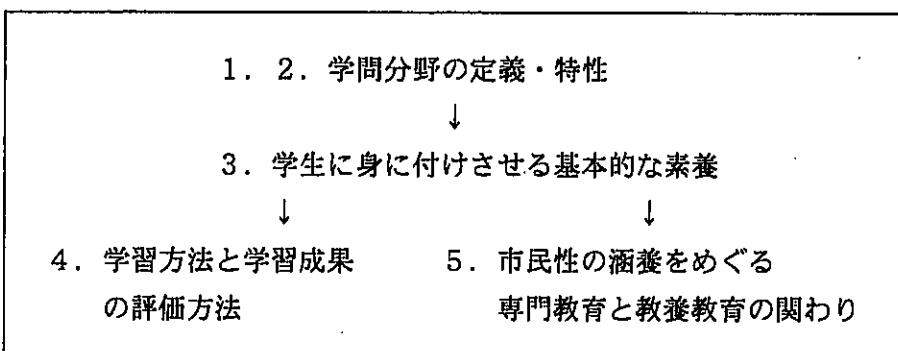
参照基準は全国の大学等に活用していただくものとして、高度な完成度を持つことが期待されますが、実際の文章の作成に関しては以下のように様々な問題が生じ得ます。

- 原案の作成を一人で担当すると内容に偏りが出てしまう。
- 原案の作成を複数名で担当すると各部分の整合性が希薄になってしまう。
- 当初からフルテキストで原案作成がなされると、専ら文書の細かな表現に議論が集中し、各部分の整合性や重要な論点の欠落の有無の検証などの全体の構成についての議論がしにくくなる。

このための現実的な対応としては、当初から完成度の高い原案作成を目指すよりも、むしろ当初の原案に段階的に修正を施し、よりよいものにしていく余地を予め織り込んで、効率的に作業を進めていただくことが有効なのではないかと考えられます。分科会の役員におかれではこうした点にもご配意下さい。

（分科会の外部からも意見をいただく機会として、分野別委員会や部、「大学教育の分野別質保証委員会」、さらに（3）に記すシンポジウムも挙げられます。）

なお具体的な文章の組み立てに関して、参考基準を構成する各項目の基本的な関係を図示すると以下のようになります。



※ 3の「基本的な素養」において「知識と理解」と「能力」を記していただきますが、特に後者の「能力」が、「4. 学習方法と学習成果の評価方法」に重要な関係を持ってくることになります。その趣旨は、単なる知識や理解に留まらない、実際の職業生活や市民生活に役立つ能力を身に付けさせるということにあり、そのために、「知識と理解を注入してその程度を検証する」という従来型の学習方法・評価方法を越えた提案をいただくことが期待されています。

（ただし「知識と理解」と「能力」とを別々の項目に区別して書きにくいという意見もいただいておりますところ、両者を一体的に書いていただいて結構です。）

### (3) シンポジウムの開催と最終的な取りまとめ（最後の2～3回）

素案ができあがったところで、広く外部の意見をいただくために公開シンポジウムを開催していただくことをお願いしています。シンポジウムの結果を受けてさらに内容を修正いただくことが想定されますので、部の査読に付す前に開催いただくことが望ましいでしょう。事前の広報に要する期間も含めて、全体のスケジュールを検討する際にあらかじめ織り込んでおいてください。

シンポジウムの内容に関しては以下のことをお願いしています。

- 素案そのものを資料として配布していただきます。
- 登壇者には分科会委員以外の方（大学教員のみならず、例えば産業界の方や学生なども考えられます）を交えていただき、異なる立場の方とのディスカッションが行われるようするとともに、会場の参加者も意見を述べられる機会があるよう配慮してください。

案について部の査読を経た後は、「大学教育の分野別質保証委員会」に付議され、最終的な成案となります。（「大学教育の分野別質保証委員会」は幹事会構成員が全員参加した委員会であるため、再度幹事会に付議することはしません。）